

静岡県選挙管理委員会告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成29年12月18日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 62,020
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 487,620
- 3 静岡県議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区	選挙区	選挙区
下田市・賀茂郡 19,412	富士市 70,032	掛川市 31,678
伊東市 20,469	富士宮市 36,925	袋井市・森町 28,217
熱海市 11,320	静岡市葵区 71,939	磐田市 45,691
伊豆市 9,240	静岡市駿河区 58,734	浜松市中区 64,985
伊豆の国市 13,893	静岡市清水区 68,059	浜松市東区 35,131
函南町 10,742	焼津市 38,584	浜松市西区 30,278
三島市 30,914	藤枝市 40,531	浜松市南区 27,845
清水町・長泉町 20,240	牧之原市・吉田町 20,685	浜松市北区 25,863
裾野市 14,347	島田市・川根本町 29,824	浜松市浜北区 26,323
御殿場市・小山町 29,373	御前崎市 9,100	浜松市天竜区 8,822
沼津市 55,830	菊川市 12,492	湖西市 16,144